

退職金制度廃止について 国税庁の新しい姿勢

退職金支払をする予定の企業にとってはその支払は将来必ず現実となるものですから、これを事前に負債として捉え、決算書に計上しなければなりません。計上が完全でない場合は、隠れ退職金債務があることになります。この考え方は大企業だけでなく中小企業にも要求される会計指針とされるようです。ただし、税務上は退職給与引当金は損金不算入です。

これに関連して、退職給与規定を廃止し、企業年金もやめ、その分をいまの給料に上乘せする、あるいは401K等の確定拠出・自己責任型にする、という企業内制度改革が大企業から湧き起り、経済社会の新しい流れになっ

ています。賃金制度が能力・成果主義へと変化している中で、退職金制度が基本給基準方式のままであることも原因です。さらに、従業員だけでは不公平、ということで役員退職金制度の廃止をする大会社も次々と生まれています。

退職金の単純な廃止の場合も、給与上乘せ前払制への移行の場合も、廃止時にそれまでの退職金相当額をいったん清算しますから、社員には臨時収入が生じます。

会社の事情で突然、臨時収入を受けることになった社員の側からみれば、一生に一度ともいえる退職金相当の収入が、単に給料賞与扱いというのでは課税の公平に失しすぎる、と思うでしょう。

それで、当初は、会社の損金、本人の退職所得という扱いでよい、というような税務解説がなされていました。

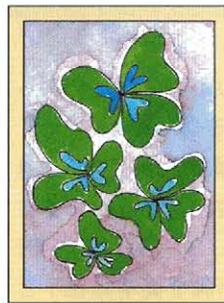
ところが、国税庁はこの会社の流れに歯止めを掛けだしました。昨年末に通達の改正をし、ごく最近は、その改正通達の解説のための「質疑応答事例」をホームページで公表しました。

国税庁の姿勢は、

- ① 退職制度を充実させるときの打ち切り支給は歓迎する、
- ② 倒産しそうな会社が最悪事態に備えて退職金制度廃止・打ち切り支給することは容認する、
- ③ その他任意の制度廃止では退職所得ではなく給与賞与課税とする、
というものです。

課税制度のなし崩しに耐え切れなかったのかとも思えますが、社会の流れに水を差すことは確実です。

黄色く色づいた木の葉がはらはらと散ることを黄落といいますが、クヌギやナラの他にカラ松も、針のような葉を陽光に輝かせながら落としてつづけますが、黄落の代表は銀杏です。与謝野晶子も「金色の小さき鳥の形して、銀杏散るなり夕日の丘に」と詠んでいます。
年末調整事務をスムーズに行うためには11月中から準備を進めておきましょう。
7日立冬、22日小雪。



幼にして謙遜なれ、
弱にして温和なれ、
壮にして公正なれ、
老いては慎重なれ。

(ギリシャの哲学者 ソクラテス)

11月の税務メモ

(国 税)

- 10月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 18年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日

15日

30日

〃

〃

〃

〔地方条例による〕

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 18年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。